

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 平成26年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

<平成26年の給与勧告のポイント>

- 平成26年度の給与、手当及びボーナスを引上げ（給料、ボーナスの引上げ勧告は7年ぶり）
 - ・ 給料及び単身赴任手当を併せて0.29%引上げ、ボーナスを0.15月分引上げ
- 平成26年度の給与減額措置に対する回復措置として、減額措置相当分（管理職員の給料月額の2%）を引上げ
- 給与制度の総合的見直し（平成27年度から3年間で実施）
 - ・ 地域間、世代間の給与配分の適正化の観点から、給料表を平均2%引下げ、地域手当を見直し
 - ・ 単身赴任者の処遇の改善（手当額の引上げ）等

ア 民間給与と職員給与との比較

県内民間事業所128事業所について、平成26年4月分の給与等を調査（職種別民間給与実態調査）

(ア) 月例給

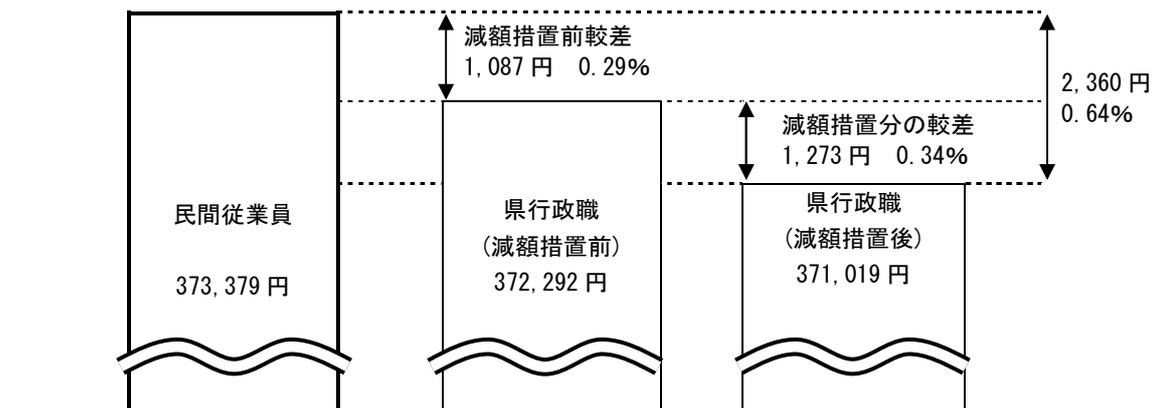
職員（行政職給料表適用職員）と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の平成26年4月分の給与を比較（ラスパイレス比較）

平成26年4月の民間給与(A)	平成26年4月の職員給与(B)		較差(A-B)
373,379円	管理職員給料2% 減額後の実際の給与	371,019円	2,360円 (0.64%)

* 減額措置がないものとした場合、職員給与は372,292円、較差は1,087円(0.29%)

* 減額措置は、財政状況を考慮した平成27年3月31日までの措置。ただし、平成13年度以降毎年延長

(参考)



(注) 公民較差の率は、小数点以下第3位を四捨五入しているため、減額措置前較差の率と減額措置分の較差の率との合計が全体の較差の率と合致しない。

(イ) 特別給（ボーナス）

平成25年8月から平成26年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給（ボーナス）の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較

民間の年間支給割合(A)	職員の年間支給月数(B)	差(A-B)
4.08月分	3.95月分	0.13月分

イ 平成26年4月の民間給与との較差等に基づく給与改定（平成26年度改定）

（ア）給与改定の考え方

- ・ 給与の改定は、職員給与を4月分の民間給与と均衡させることを基本として実施
- ・ 民間給与と比較する職員給与については、本来、特例的・一時的な措置である給与減額措置が13年もの間、長期継続実施されていることに鑑み、地方公務員法に定める給与決定原則に基づく本来の給与水準を確保する観点から、減額後の実際の給与を使用

（イ）月例給

a 減額措置前の較差に係る改定

（a）行政職給料表適用職員

- ・ 給料表の引上げ <勧告>
国家公務員の行政職俸給表（一）に準じ、若手職員に重点を置いて引上げ（平均改定率0.27%）
- ・ 単身赴任手当の基礎額の引上げ <勧告>
公務が民間を下回っている状況を踏まえ引上げ（23,000円→26,000円）

（b）行政職給料表以外の給料表適用職員

- ・ 行政職給料表適用職員に準じて、給料表及び単身赴任手当の基礎額を引上げ <勧告>
- ・ 医師の確保を容易にするため、医師に対する初任給調整手当を引上げ <勧告>
（最高支給限度額 410,900円→412,200円）

b 減額措置分の較差に係る改定（回復措置）

実際に職員に支給されている給与を、本来支給すべき水準に回復する措置として、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、減額措置相当分（管理職員の給料月額の2%）を引上げ <勧告>

c 通勤手当

自転車等使用者に係る通勤手当を人事院勧告に準じて引上げ <勧告>

d 実施時期

平成26年4月1日

- ・ 上記aの(a)及びbの改定を行った場合の平均給与（行政職給料表・減額措置後）

改定前	改定額	改定後
371,019円	2,354円	373,373円

参考（行政職給料表）

職員数 3,865人
平均年齢 42.6歳
平均勤続年数 18.7年

- ・ 改定額（2,354円）の内訳

減額措置前の較差に係る改定分（aの(a)の改定分）				減額措置分の較差に係る改定分（bの改定分）
給料	はね返り分(注)	単身赴任手当	計	
982円	26円	73円	1,081円	1,273円

(注)給料等の改定に伴い地域手当の額が増減する分

（ウ）期末手当・勤勉手当（ボーナス）

民間の特別給の支給割合に見合うよう0.15月分引き上げ、引上げ分は勤勉手当に配分 <勧告>
(3.95月分→4.10月分)

- ・ 支給月数（一般の職員の場合）

		6月期	12月期	計
26年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）	2.60月（改定なし）
	勤勉手当	0.675月（支給済み）	0.825月（現行0.675月）	1.50月（現行1.35月）
	計	1.90月（支給済み）	2.20月（現行2.05月）	4.10月（現行3.95月）
27年度以降	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤勉手当	0.75月	0.75月	1.50月
	計	1.975月	2.125月	4.10月

[実施時期] 平成26年12月1日

ウ 給与制度の総合的見直し（平成27年度以降改定）

人事院は、平成18年の給与構造改革以来となる給与制度の抜本的見直しを勧告。人事院の取組を検討し、国の給与制度の見直しを基本に、本県においても給与制度を見直し

(ア) 給料表の見直し <勧告>

- ・ 本県の給料表について、国家公務員の俸給表に準じて改定
- ・ 人事院は、民間賃金の低い地域における実情を公務員給与により適切に反映させるため、俸給表の水準を平均2%引下げ。特に、給与水準が民間を上回る50歳台後半層が多く在職する高位号俸について最大4%程度引下げ

(イ) 地域手当の見直し <勧告>

- ・ 本県の地域手当について、賃金構造基本統計調査による賃金指数に基づき、人事院勧告に準じて見直し（和歌山市、橋本市 3%→6%）
- ・ 人事院は、民間賃金の低い地域に合わせて俸給表水準の引下げを行い、民間賃金の高い地域については、地域手当を上乗せすることを基本に、賃金構造基本統計調査による賃金指数に基づき、支給割合を見直し

(ウ) 単身赴任手当の見直し <勧告>

単身赴任手当の基礎額及び加算額について、国と同様、公務が民間を下回っている状況が見られることから、人事院勧告に準じて引上げ

〔 基礎額（単身赴任により生ずる光熱費等相当） 現行23,000円（平成26年度改定後26,000円）→30,000円
加算額（帰宅費用相当） 限度額45,000円→70,000円 〕

(エ) 管理職員特別勤務手当の見直し <勧告>

災害時等には管理職員が臨時又は緊急の必要により平日深夜に及ぶ長時間の勤務を行っている実態があることを考慮し、人事院勧告に準じて、災害への対処その他臨時又は緊急の必要によりやむを得ず平日の午前0時以降の深夜に勤務した場合に支給できるよう支給要件を拡大

(オ) 実施時期等

- ・ 給料表は平成27年4月1日に切替え。ただし、現給保障を3年間実施
- ・ 諸手当の引上げを段階的に実施。各年度の引上げ内容は、国及び他団体の実施状況並びに公民較差への影響等を踏まえ人事委員会規則で規定

〔 平成27年度の実施予定 地域手当 3%→4%
単身赴任手当基礎額 26,000円（平成26年度改定後）→30,000円 〕

- ・ 見直しに係る原資を確保するため、平成27年4月1日の昇給における昇給幅を1号給抑制

エ 雇用と年金の接続及び再任用職員の給与

(ア) 雇用と年金の接続

- ・ 国においては、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用することを平成25年3月に決定
- ・ 地方公務員については、その趣旨を踏まえた必要な措置を講ずるよう総務副大臣から要請
- ・ 本県においても、国及び他の都道府県の動向を注視しつつ、再任用職員の勤務形態等について、引き続き検討していくことが必要

(イ) 再任用職員の給与

- ・ 再任用職員の給与水準について、各任命権者における今後の再任用制度の運用状況を踏まえ、国や他の都道府県の動向を見ながら、引き続き検討
- ・ 人事院は、平成25年の「職種別民間給与実態調査」の結果等に基づき、再任用職員に対し、単身赴任手当を支給することとしており、本委員会が実施した調査においても同様の結果であることから、本県においても支給を勧告

オ 公務運営の改善

(ア) 人材の確保

- ・ 職員採用 I 種試験において、一般行政職特別枠の導入、複数回面接の実施など意欲的で行動力のある多様な人材を確保するための取組を行うとともに、より多くの受験者を確保するために、採用説明会の開催やホームページなどでの情報発信を実施
- ・ 今後も、更に効果的な採用試験の実施方法について検討するとともに、情報発信の内容を充実させる

(イ) 女性職員の採用・登用の拡大

- ・ 女性職員の採用については、様々な機会を捉えて、女性の受験者確保に取り組んできたところであり、管理職への登用についても、各任命権者において、男女共同参画の観点から様々な取組が進められてきた
- ・ 今後も、任命権者と連携しつつ、より効果的な人材確保策を推進していくとともに、働きやすい職場環境の整備など、女性職員の採用・登用にに向けた取組を更に進めることが必要

(ウ) 人事評価制度の充実

- ・ 人事評価制度の導入については、平成 26 年 5 月の地方公務員法一部改正により法律上明記
- ・ 本県では、試行中の教育職場を除き、各任命権者が既に制度を導入し、その結果を活用した人事管理が推進されている
- ・ 試行中の職場においては、改正法が施行されるまでに、法の趣旨に則った制度を速やかに導入することが必要
- ・ 各任命権者は、各職員の能力及び実績が人事評価に的確に反映されるよう努め、国及び他の都道府県の動向を注視しながら、人事評価制度を必要に応じて改善していくよう努めなければならない

(エ) 勤務環境の整備

a 超過勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

- ・ 超過勤務の縮減については、「毎日がノー残業デー」や「所属ノー残業デー」の実施など、各任命権者において様々な取組が行われ、一定の成果。今後も引き続き、実効性のある施策の積極的・継続的な実施を期待
- ・ 年次有給休暇の取得促進についても、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的使用の促進に一層取り組むことが必要

b 両立支援の推進

- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現に資するため、夏季休暇の日数の拡充や育児休業から復帰した職員を対象とした「育児休業者職場復帰サポート研修」など、職員が安心して仕事と子育てを両立することができる施策を実施
- ・ 知事部局では、「育児参加プログラム制度」を導入し、周知・徹底を図ることにより、男性職員の育児参加について効果。他の任命権者もこのような有効な制度を積極的に取り入れることで、県全体の実績の向上を期待
- ・ 今後とも、任命権者は、両立支援制度の趣旨や内容を職員に十分周知し、これらの制度がより利用しやすくなるような職場環境づくりを進めることが必要

c 心の健康づくりの推進

各任命権者は、精神科嘱託医や臨床心理士によるメンタルヘルス相談や各役職、各年齢層を対象として、幅広い取組を行い、年々充実したものとなっているが、心の疾病による長期病休者数は、依然として高い水準にあり、今後も、根気よく、未然防止や円滑な職場復帰等の取組を推進していくことが必要

(2)報告資料
ア 職員の給与
ア(7) 職員の給料表別、任命権者別職員数

給料表	区分	職員数			知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長			
		平成25年4月	増減	人				本庁等	人	県立学校			人	市町村立小・中学校	人
全		14,761	△ 89	14,850	3,523	31	16	319	2,886	5,514	12	2,460			
行政職		3,865	31	3,834	3,015	31	16	298	188	-	12	305			
研究職		189	5	184	173	-	-	-	-	-	-	16			
医療職(1)		25	1	24	25	-	-	-	-	-	-	-			
医療職(2)		106	△ 5	111	97	-	-	-	9	-	-	-			
医療職(3)		213	△ 1	214	213	-	-	-	-	-	-	-			
学校栄養職員		38	△ 4	42	-	-	-	-	-	38	-	-			
学校事務職員		308	1	307	-	-	-	-	-	308	-	-			
計		4,744	28	4,716	3,523	31	16	298	197	346	12	321			
高等学校等教育職員		2,634	△ 21	2,655	-	-	-	-	2,634	-	-	-			
県立中学校教育職員		55	0	55	-	-	-	-	55	-	-	-			
市町村立小・中学校等教育職員		5,189	△ 85	5,274	-	-	-	21	-	5,168	-	-			
計		7,878	△ 106	7,984	-	-	-	21	2,689	5,168	-	-			
警察官		2,139	△ 11	2,150	-	-	-	-	-	-	-	2,139			

(注) 任期付職員、任期付研究員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び再任用職員については、本表に含まれていない。
(以下、(エ)の表までについて同じ。)

(イ)職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

区分		適用人員	平均年齢	平均勤続年数
給料表		人	歳	年
全		14,761	43.2	19.2
一般職員	行政職	3,865	42.6	18.7
	研究職	189	42.5	16.6
	医療職(1)	25	44.2	8.5
	医療職(2)	106	42.6	16.7
	医療職(3)	213	45.2	17.9
	学校栄養職員	38	42.4	18.0
	学校事務職員	308	43.2	23.2
	計	4,744	42.8	18.8
教育職員	高等学校等教育職員	2,634	44.1	19.2
	県立中学校教育職員	55	45.2	20.4
	市町村立小・中学校等教育職員	5,189	45.1	20.9
	計	7,878	44.8	20.3
警察官		2,139	38.1	15.7
平成25年4月 全		14,850	43.4	19.5

(ウ)職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比		
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性	
	%	%	%	%	%	%	%	
全	100.0	78.8	9.3	11.9	0.0	62.6	37.4	
一般職員	行政職	100.0	75.8	9.1	15.0	0.1	78.7	21.3
	研究職	100.0	93.1	4.8	2.1	-	81.5	18.5
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	80.0	20.0
	医療職(2)	100.0	74.5	25.5	-	-	56.6	43.4
	医療職(3)	100.0	36.2	46.9	16.9	-	33.8	66.2
	学校栄養職員	100.0	47.4	52.6	-	-	2.6	97.4
	学校事務職員	100.0	1.6	39.3	59.1	-	30.2	69.8
	計	100.0	69.8	13.3	16.9	0.1	72.6	27.4
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	94.9	4.6	0.5	-	55.7	44.3
	県立中学校教育職員	100.0	92.7	7.3	-	-	54.5	45.5
	市町村立小・中学校等教育職員	100.0	88.3	11.6	0.0	-	44.4	55.6
	計	100.0	90.5	9.3	0.2	-	48.3	51.7
警察官	100.0	55.4	0.9	43.7	0.0	93.2	6.8	
平成25年4月 全	100.0	78.1	10.0	11.9	0.0	62.5	37.5	

(注) 1 数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合もある。

2 表中0.0%となっている箇所は、該当者が僅少であり、表示単位未満を四捨五入した結果、ゼロ表示となったものである。

(工)職員の給料表別平均給与月額

区分		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
給料表		円	円	円	円	円	円
全		356,526 (357,470)	9,777	6,475	372,778 (373,722)	11,909	384,687 (385,631)
一般職員	行政職	335,185 (336,458)	12,238	9,514	356,937 (358,210)	14,082	371,019 (372,292)
	研究職	348,166 (349,314)	12,910	6,478	367,554 (368,702)	14,820	382,374 (383,522)
	医療職(1)	419,180 (423,756)	10,760	70,490	500,430 (505,006)	372,668	873,098 (877,674)
	医療職(2)	326,747 (326,992)	8,835	4,136	339,718 (339,963)	7,594	347,312 (347,557)
	医療職(3)	347,776 (347,855)	8,063	1,211	357,050 (357,129)	3,277	360,327 (360,406)
	学校栄養職員	314,337 (314,337)	2,408	3,128	319,873 (319,873)	4,507	324,380 (324,380)
	学校事務職員	331,415 (331,415)	5,247	2,497	339,159 (339,159)	5,623	344,782 (344,782)
	計	336,110 (337,227)	11,461	8,714	356,285 (357,402)	14,744	371,029 (372,146)
教育職員	高等学校等教育職員	385,095 (385,633)	8,949	6,106	400,150 (400,688)	8,354	408,504 (409,042)
	県立中学校教育職員	388,976 (389,911)	9,973	7,305	406,254 (407,189)	8,158	414,412 (415,347)
	市町村立小・中学校等 教育職員	377,276 (378,507)	7,282	3,998	388,556 (389,787)	11,912	400,468 (401,699)
	計	379,972 (380,969)	7,858	4,726	392,556 (393,553)	10,695	403,251 (404,248)
警察官		315,450 (315,821)	13,112	7,951	336,513 (336,884)	10,084	346,597 (346,968)
平成25年4月 全		358,651 (359,598)	9,941	6,481	375,073 (376,020)	12,964	388,037 (388,984)
行政職		334,258 (335,511)	12,448	9,505	356,211 (357,464)	15,229	371,440 (372,693)

(注) 1 ()内の数字については、職員の給与に関する条例等の特例措置による減額措置前の額を示す。
2 給料には、「給料の調整額」及び「教職調整額等」並びに「平成18年切替に伴う現給保障の経過措置額」を含む。

イ 民間の給与

(ア) 職種別民間給与実態調査の概要

平成26年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成26年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

c 調査の範囲

(a) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所238事業所

(b) 調査対象職種

76職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

d 調査対象の抽出

(a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を、組織、規模、産業によって17層に分類し、これらから128事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、(イ)産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

(b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

e 集計

(a) 調査実人員

初任給関係398人（行政職に相当する調査実人員259人）、初任給関係以外の調査職種5,749人（行政職に相当する調査実人員4,471人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は15,985人であり、行政職に相当するものは、10,545人である。）

(b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(イ)産業別、規模別調査事業所数

規模 産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人～499人	200人～299人	100人～199人	50人～99人	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	115	6	4	11	39	55	41	51	23
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	9	-	1	-	1	7	6	2	1
製造業	52	4	1	2	22	23	9	30	13
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	23	-	2	5	7	9	12	6	5
卸売業、小売業	6	1	-	-	1	4	5	-	1
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	4	-	-	1	1	2	3	1	-
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	21	1	-	3	7	10	6	12	3

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、調査不能の事業所が13事業所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス業（郵便局に分類されるものを除く）及びサービス業（他に分類されないもの）（宗教及び外国公務に分類されるものを除く）である。

(ウ)職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	学 歴	規 模 計	100人未満		
			500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	206,025	212,400	198,086	※ 186,667
	短大卒	178,623	※ 181,698	※ 167,913	※ 156,667
	高校卒	158,957	161,555	156,067	※ 156,333

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、県職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模100人未満で、かつ事業所規模50人以上の事業所をいう。
- 3 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 4 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

(工)企業規模別、職種別、学歴別給与額等

職種名	調査実人員	平均年齢	平成26年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)－(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	9	53.6	666,175	－	666,175	構成員50人以上の支店(社)長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	7	53.7	680,539	－	680,539	
	短大卒	－	－	－	－	－	
	高校卒	2	52.9	611,008	－	611,008	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	工場長	2	56.2	757,283	－	757,283	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	1	X	X	X	X	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	－	－	－	－	－	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務部長	118	52.5	540,568	3,823	536,745	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	83	52.7	552,467	1,344	551,123	
	短大卒	6	53.0	510,572	328	510,244	
	高校卒	29	52.0	519,476	10,182	509,294	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術部長	81	51.0	588,278	763	587,515	同 上
	大学卒	54	50.8	654,751	1,221	653,530	
	短大卒	5	53.5	538,690	－	538,690	
	高校卒	22	50.8	489,203	143	489,060	
	中学卒	－	－	－	－	－	
事務部次長	84	52.4	518,424	5,121	513,303	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)	
大学卒	62	52.6	531,641	2,351	529,290		
短大卒	3	57.5	442,222	－	442,222		
高校卒	18	51.2	497,973	14,896	483,077		
中学卒	1	X	X	X	X		
技術部次長	24	52.9	597,063	1,352	595,711	同 上	
大学卒	9	49.6	596,616	－	596,616		
短大卒	4	52.4	633,808	8,623	625,185		
高校卒	11	56.0	584,709	－	584,709		
中学卒	－	－	－	－	－		
事務課長	240	48.4	513,164	8,649	504,515	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
大学卒	167	47.6	535,866	6,379	529,487		
短大卒	8	47.6	412,164	13,665	398,499		
高校卒	65	50.5	471,484	13,476	458,008		
中学卒	－	－	－	－	－		
技術課長	210	48.4	552,895	23,943	528,952	同 上	
大学卒	123	47.3	572,512	10,848	561,664		
短大卒	23	49.8	557,021	19,529	537,492		
高校卒	60	49.8	519,935	48,459	471,476		
中学卒	4	50.8	541,282	－	541,282		

(注)1 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成26年4月分平均支給額をXとしている。

2 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がある場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置づけられる者をいう。

職種名	調査実人員	平均年齢	平成26年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 係 種	事務課長代理	133	45.7	529,939	50,304	479,635	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
	大学卒	100	44.3	535,616	38,934	496,682	
	短大卒	9	46.5	427,657	31,079	396,578	
	高校卒	24	52.7	541,852	114,944	426,908	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	106	45.7	492,820	19,106	473,714	同 上
	大学卒	71	43.6	488,560	13,833	474,727	
	短大卒	15	48.6	493,876	38,031	455,845	
	高校卒	20	51.3	507,025	25,992	481,033	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	352	45.4	405,089	41,606	363,483	係の長及び係長級専門職
	大学卒	174	43.6	397,255	43,251	354,004	
	短大卒	26	45.0	378,458	40,932	337,526	
	高校卒	151	47.3	416,928	39,601	377,327	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術係長	277	45.7	526,329	88,941	437,388	同 上
	大学卒	118	42.7	528,285	93,979	434,306	
	短大卒	38	42.5	466,473	64,288	402,185	
	高校卒	115	50.1	544,318	89,980	454,338	
	中学卒	6	54.3	525,340	113,512	411,828	
事務主任	163	42.7	345,667	37,113	308,554	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)	
大学卒	65	40.2	347,494	39,528	307,966		
短大卒	24	41.2	311,741	34,222	277,519		
高校卒	74	45.2	356,022	36,174	319,848		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	380	44.3	480,580	86,891	393,689	同 上	
大学卒	112	38.3	400,349	88,061	312,288		
短大卒	33	39.7	404,073	84,922	319,151		
高校卒	229	46.7	515,461	87,029	428,432		
中学卒	6	49.3	379,503	65,193	314,310		
事務係員	1,281	35.5	290,175	30,498	259,677		
大学卒	586	33.4	307,409	37,973	269,436		
短大卒	191	36.9	269,427	25,285	244,142		
高校卒	500	37.3	278,572	24,032	254,540		
中学卒	4	46.1	252,043	29,144	222,899		
技術係員	1,011	33.1	350,328	76,111	274,217		
大学卒	401	32.7	368,158	89,952	278,206		
短大卒	140	28.7	314,022	78,509	235,513		
高校卒	468	35.4	351,773	63,439	288,334		
中学卒	2	50.8	225,419	18,802	206,617		

(注)1 「中間職(課長-係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置づけられる者をいう。

2 「中間職(係長-係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置づけられる者をいう。

ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A)－(B)
行政職給料表関係	373,379 円	371,019 円	2,360 円 (0.64%)
		372,292 円	1,087 円 (0.29%)

(注) 職員の給与の欄の上段は給与条例の特例措置により実際に支払われた額であり、
下段は給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額である。